

知財判例レポート

平成26年12月19日
弁護士・弁理士 早瀬 久雄

【事件種別】 審決取消訴訟
【事件番号】 平成26年（行ケ）第10002号
【裁判所部名】 知財高裁1部
【判決日】 平成26年9月11日判決
【キーワード】 進歩性、記載要件違反
【判決の要旨】

マッサージ機に関する特許（特許第5220933号）について、「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」を有するという相違点につき、引用発明から当業者が容易に想到することができないとして無効審判不成立とした審決が取り消された。

第1 前提事実

1 手続の経緯

平成24年4月4日 被告（ファミリーイナダ株式会社）が本件を出願（原出願日を平成14年4月19日とする分割出願）
平成25年3月15日 設定登録
5月24日 原告（株式会社フジ医療器）が無効審判請求（無効2013-800092号）
12月5日 審決（訂正を認める。本請求は成り立たない。）

2 訂正後の請求項1（本件訂正発明1）

「被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、

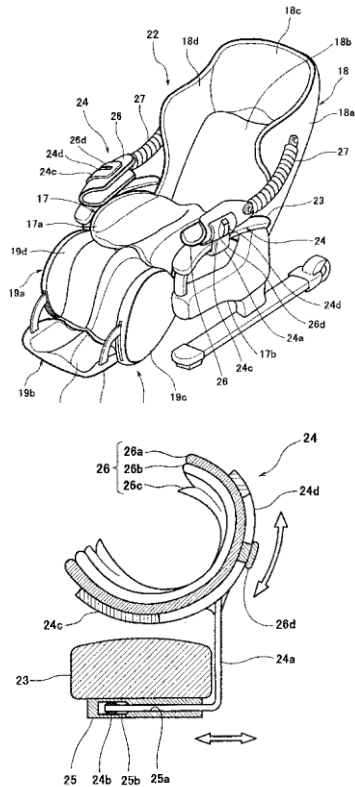
前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を保持する左腕用の保持部及び右腕用の保持部を備え、

前記保持部は、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部と、前記外殻部の内面に設けられ被施療者の腕部を施療する膨張及び収縮可能な空気袋と、を備え、被施療者の掌を含む前腕を保持可能であり、

左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設けられた空気袋とを夫々独立に駆動し、被施療者の腕部を片腕毎に施療することを特徴とするマッサージ機。」

※ 下線部は本件で問題になった構成を示し、網掛け部分は訂正により追加された構成を示す。

※ 請求項2以下はすべて従属項であるため説明省略。



24…保持部、26a…外殻部
26b、26c…空気袋

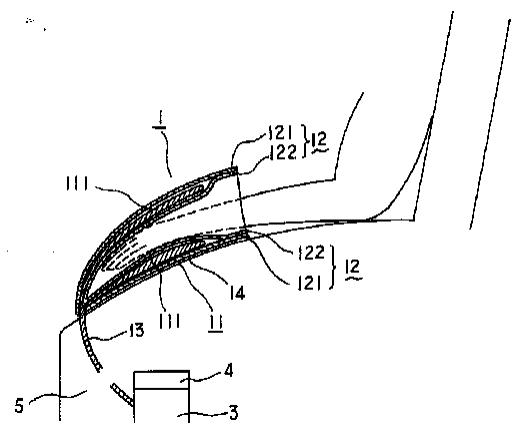
3 審決の概要

(1) 結論

進歩性を肯定し、記載要件（明確性・サポート要件）も満たすとした。

(2) 理由

ア 甲1の記載
[図1]



11… 膨縮機構

12… 収納体

111… 袋体（弾性素材）

121… 非弾性カバー部材（袋状）

122… 弾性カバー部材（袋状）

イ 相違点1

本件訂正発明1	甲1発明
「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」を備える保持部により、「被施療者の掌を含む前腕を保持可能」である	「合成繊維等で袋状に形成された非弾性カバ一部材121」を備えた収納体12により、「被施療者の掌を含む前腕を収納可能」である

※ 審決では、相違点2も指摘されているが、相違点2は、審決でも判決でも判断の対象となっていないので、ここでは上記相違点1だけを取り上げる。

ウ 審決の判断

- 甲1では、膨張機構11が膨張していないときに非弾性カバ一部材121が形状維持されているかどうかについて記載がないので、非弾性カバ一部材121が膨張機構11の膨張していないときに形状維持できない材料、すなわち、形状変化可能かつ伸張しない合成繊維からなる場合も想定できる。甲1には、合成繊維等で袋状に形成された非弾性カバ一部材121を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」とすることについて、記載も示唆もない。
- 甲第2号証～甲第4号証にも、甲第5号証～甲第10号証にも「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」についての記載も示唆もない（これ以上の判断は示されていない）。

エ 記載要件（省略）

第2 原告の主張

1 取消事由1（相違点認定の誤り及び容易想到性判断の誤り）

（1）相違点認定の誤り

- 相違点1は相違点ではなく一致点である。
∵袋体111が膨張しているときに、外殻部に相当する非弾性カバ一部材121は変形することなくその形状を保って腕部を施療しており、所定の形状を維持する程度の硬度を有している。
- 甲1の図1において、袋体111が収縮している状態で、収納体12の開口側における非弾性カバ一部材121が、被施療者の下腕とは大きく離間しているから、非弾性カバ一部材121は袋体111が収縮しているときでも所定の形状を維持している。
- 甲1には、非弾性カバ一部材121を構成する合成繊維は、ポリプロピレンやポリエステルなど種々の高分子材料を包含するから、非弾性カバ一部材1

21が所定以上の厚みを有していれば、袋体111が収縮しているときでも、所定の形状を維持する状態を想定できる。

（2）容易想到性判断の誤り

仮に、相違点1の認定が妥当でも、甲5公報、甲7公報及び甲8公報には、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部が開示又は示唆されており、甲1発明の非弾性カバ一部材をこのような材料とすることは、周知・慣用技術を適用して最適材料を選択するものに過ぎないから、本件訂正発明1は、甲1発明に、甲5発明、甲7発明及び甲8発明を適用することにより、当業者が容易に想到できる発明である。このほか、甲9等に記載された各発明に基づいても容易に想到することができる。

2 取消事由2（記載要件違反）

- 「形状維持が可能な程度に」とは、①外殻部内面の空気袋が膨張した場合に形状維持されていることを意味するのか、②空気袋が収縮した場合に形状維持されていることを意味するのか、③膨張時及び収縮時の両方の場合でも形状維持されていることを意味するのか、どの場合を意味するのか不明なので不明確。
- 上記のように複数の意味に解釈できるのに、少なくとも①②の場合について、明細書に開示されていないから、サポート要件違反。

第3 裁判所の判断

1 結論

- 取消事由1のうち、相違点1に係る容易想到性の判断について、審決は判断を誤ったとして審決を取り消した。
- 取消事由2については、原告の主張に理由ないとして、原告の主張を排斥した。

2 取消事由1（相違点認定の誤り及び容易想到性判断の誤り）について

（1）「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」について

訂正前の「硬度が高い材料からなる外殻部」について、その「硬度が高い」の程度を明らかにするために訂正したもので、明細書の記載から、外殻部の形状は一定（略C字状）に維持できる程度の硬度を有していることが理解でき、外殻という言葉からも、形状を維持できる程度の硬度を有していると理解できる、と被告が訂正請求書で述べている。

→外殻部内面の空気袋の膨張、収縮にかかわらず、それ自体として形状維持が可能な程度に硬度が高

い材料からなる外殻部を意味するものであり、意義は明確。

(2) 相違点についての認定の誤り

本件訂正発明 1 の外殻部は、それ自体として形状維持が可能な程度の硬度の材料からなり、他方、甲 1 発明の非弾性カバー部材 1 2 1 は、変形可能性のある合成繊維等で形成されているため、両者は部材の変形可能性の有無で異なっており、この点を相違点とした審決の認定に誤りはない。

(3) 容易想到性判断の誤り

ア 外殻部を有する保持部の意義

本件訂正発明 1 では、保持部の配置箇所や配置形態について、腕部を保持してマッサージを行うという機能から生じる制約を除けば、特段の限定がない。

→ 保持部は、肘掛け部と一体成形されるもの（後述の甲 7、甲 8）、肘掛け部上に接着して配置されるようなもの（甲 1）のどちらでもよく、それらの構成上の相違を考慮する必要がないことを確認。

イ 甲 5 の適用

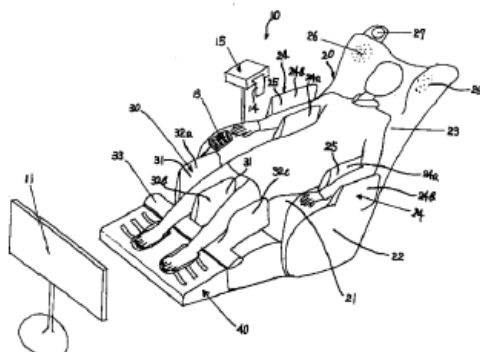
甲 5 発明は、マッサージの方法が特定箇所の指圧であり、手部及び下腕部全体の空気圧でのマッサージによる甲 1 とは、マッサージの方法が技術的にみて異なる。

→ 甲 1 発明に甲 5 発明を適用する動機付けを欠き、甲 1 発明に甲 5 発明を適用することはできない。

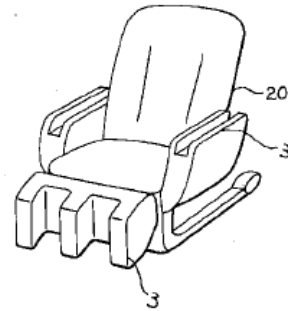
ウ 甲 7～甲 9 の適用

- 甲 1 発明と甲 7 発明とは、椅子式マッサージ機において、下腕部を、外殻部（保持壁部）の内面に設けられた空気袋を備えた腕保持部の空気袋でマッサージする点において共通する。
- 甲 1 発明と甲 8 発明とは、椅子式マッサージ機において、下腕部を、外殻部（凹部の内壁）の内面に設けられた空気袋を備えた腕保持部（施療部）の空気袋でマッサージする点において共通する。
- 甲 1 発明と甲 9 公報とは、椅子式マッサージ機において、肢体の一部を、外殻部（脚保持部）の内面に設けられた空気袋でマッサージする点において共通する。

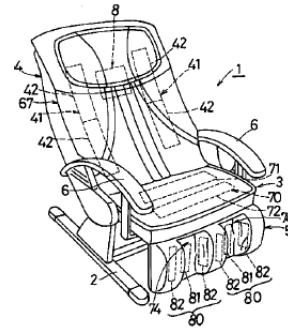
[甲 7]



[甲 8]



[甲 9]



- 通常、マッサージ椅子の側壁部は、椅子の基本骨格をなす部分として、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っている。
 - これと一体的に形成された、甲 7 の腕保持部の外側部や甲 8 の腕保持部についても、それぞれのマッサージ機の側壁部と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると、当業者は理解すると考えられる。
 - 甲 9 の脚保持部も、その材質について明示した記載はないが、脚保持部は均一な厚みを持ち、互いに間隔を保った状態で図示されているから、これを見た当業者は、脚保持部の底壁及び両側壁は、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると理解すると考えられる。
- 甲 7～甲 9 によれば、空気圧式の椅子式マッサージ機において、空気袋を内面に設け、肢体を保持する外殻部を形状維持可能な程度に硬度が高い材料とすることは周知技術であったといえる。
- 甲 1 において、合成繊維等よりなる非弾性カバー部材 1 2 1 を、「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料」とすることは、甲 1 発明の機能や効果に関わるのではなく、マッサージのための空気袋を内面に設ける外殻部を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料」で構成することは周知技術であることからすれば、当業者が、甲 1 に甲 7 及び甲 8 を適用し、非弾性カバー部材 1 2 1 を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる」とすることは容易に想到できる。
- 被告は、甲 1 の収納体 1 2 は、①様々な場所に配

設でき、②手部以外の局部についても、その形状や大きさを問わずマッサージできるという作用効果を奏するところ、収納体12を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料」に変更してしまうと、そのような作用効果を奏しないから、甲1に甲7及び甲8を適用することには阻害要因があると主張する。

しかし、甲1の非弾性カバー部材121を「形状維持が可能となる程度の硬度が高い材料」に変更しても、①②の作用効果が得られなくわけではなく、被告の主張は採用できない。

るが、受理されることはないだろう。

以上

3 取消事由2（記載要件違反）について

（1）明確性要件違反

上記のとおり、「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」の意義は明確である。

（2）サポート要件違反

「形状維持が可能な程度に」の意義は、「それ自体として形状維持が可能な程度」を意味するものであるから、サポート要件違反をいう原告の主張には理由がない。

第4 所 感

裁判所は、外殻部を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料」とすることは周知技術であると判断したが、審決では、その判断の根拠となった文献（甲7や甲8）の存在を知りながら、相違点1について他の証拠に記載も示唆もないと、あっさり進歩性を肯定した。これは、審判段階で、請求人（原告）がそこまでの論理を展開できていなかったからだろうか。いずれにしても、裁判所は、進歩性について丁寧に判断しており、その結論は妥当なものと考ええる。

本件の審判や取消訴訟で主引例とされた甲1は、拒絶理由通知の引用文献にも参考文献にもなっておらず、特許査定時に初めて参考文献として挙げられたもので、審査段階では甲7が主引例となっていたと思われる。甲7には「外殻部」に相当するものがないと判断されて特許査定につながったのかもしれないが、空気袋を内面に設け、肢体を保持する外殻部を形状維持可能な程度に硬度が高い材料とすることは周知技術であるという今回の裁判所の判断を前提とすれば、甲7を主引例にすると、相違点1は相違点とならないのではないか。

審決では、相違点1について進歩性ありと判断したため、相違点2（本件訂正発明1では左右の保持部を独立して駆動し、片腕ごとに治療するもの）は判断するまでもないとしている。本判例は、その審決を取り消すものであるため、再審理では相違点2が判断されることになる。

なお、本判決に対しては上告受理申立てがなされてい